

2006年9月13日
セイブ・ザ・下北沢
代表 金子賢三、下平憲治

熊本哲之 様

下北沢駅周辺地区地区計画案の公示・縦覧の延期と 都市計画法17条での説明会を求める 緊急要請書

世田谷区は、下北沢駅周辺地区地区計画案の公示・縦覧を9月15日から行なうことを広報していますが、この公示・縦覧に先立つ住民説明会を行なおうとしていません。

都市計画法17条では区の住民及び利害関係人が意見書を提出できることとなっており、東京都や世田谷区の通常の都市計画決定に当たっては、意見書提出に先立つての説明会が都民・区民や関係する人々に広く行なわれています。

地区計画に限って、法に事実上記載された16条での地権者への説明会を行なったからといって、通常の都市計画決定の際におこなわれている区民及び関係人への説明をはぶいてしまうのはおかしいといわなければなりません。

6月26日の16条説明会に先立ち6月23日に行なわれた世田谷区都市計画審議会では、審議委員から、地区計画原案づくりの説明不足や住民参加の不在が指摘され、ラウンドテーブルの必要性が指摘されました。

ラウンドテーブルの必要性さえ指摘された事案で、17条の公示・縦覧に先立つ説明会を開かないというのは一体どういうことでしょうか。

地区計画は土地の権利者にとって多大な権利問題を生ずるからこそ、都市計画法で16条が定められているのであり、自治体の成員や関係者に対する説明会とは主旨を異にしています。

17条に基づく説明会や公聴会が、納税者であり有権者でもある区民に開かれた唯一の機会である以上、説明責任が常識となった日本社会においては、これを開かないということは決して許されないことです。

もし、このまま、地権者に限らないより広範な区民・市民を対象とする説明会や公聴会を開催せずに本地区計画案の公示・縦覧に踏み切るとすれば、「聞く耳を持つ」と公言した熊本区長の言葉は虚言でしかなかったことになるだけでなく、世田谷区では民主主義が死に、消滅することを意味します。熊本区長には、一人の責任ある政治家として、どうか「聞く耳」を取り戻していただきたいと願い、ここに要請いたします。

記

- 1、 下北沢駅周辺地区地区計画案の公示・縦覧を延期し、公示・縦覧実施の際には都市計画法17条での説明会・公聴会を実施すること。
- 2、 下北沢問題を解決するために、各関係者が参加し、区民に開かれたラウンドテーブルを開催し、地域住民・区民の合意を諮る努力をすること。

上記、申し入れます。

以上